

柏市公共下水道私道布設要綱

制定 令和 4年 4月 1日

施行 令和 4年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共下水道処理区域内の私道に隣接する家屋の水洗化の普及促進を図るため、私道に公共下水道を布設することに関し必要な事項を定めるものとする。

(条件)

第2条 本市上下水道局が公共下水道を布設する私道は、次に掲げる条件を備えているものとする。

- (1) 公道に接続していること。
- (2) 幅員が1.8m以上であること。
- (3) 当該私道から接続する家屋が2戸以上あること。
- (4) 宅地の延長でないこと。
- (5) 当該私道に隣接する全ての家屋の所有者等が速やかに公共下水道に接続することが明らかであること。
- (6) 私道の所有者が、本市上下水道局が必要とする期間、当該土地を無償で工事及び維持管理で使用するについて承諾していること。
- (7) その私道沿線の受益者全員が、公共下水道の設置に伴う受益者負担金の納付について同意していること。

(申請)

第3条 私道に公共下水道の布設を希望する者は、次に掲げる書類を添付して上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に申請しなければならない。

- (1) 柏市公共下水道私道布設申請書
- (2) 柏市公共下水道私道布設申請書名簿
- (3) 土地（私道）使用承諾書
- (4) その他管理者が必要と認める書類

(通知)

第4条 管理者は、前条の規定による申請があったときは、必要な審査及び調査を行い、公共下水道の布設の可否を通知書により申請者に通知するものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、私道への公共下水道の布設に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。